

平成25年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県地方独立行政法人評価委員会
委員長 昆 正 博

意 見 書（案）

地方独立行政法人青森県産業技術センターの第1期中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法第31条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

地方独立行政法人青森県産業技術センターの第1期中期目標の期間の終了時の検討について審議した結果、

- ・ 今後の本県の産業振興施策の推進に当たり、試験・研究開発及び成果の移転・普及等の技術的な下支えを担う公設試験研究機関として重要な存在意義があること
- ・ 中期計画は総じて順調な進捗状況にあり、概ね中期目標の達成が見込まれること

などの理由から、青森県が設立する地方独立行政法人として、引き続き県との連携の下、法人化のメリットを最大限に活かし、業務を継続することが適当と考えられる。